指定区間を含む航路の申請様式

令和　　年　　月　　日

　　中国運輸局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名

TEL

メールアドレス

一般旅客定期航路事業許可申請書

　海上運送法第３条第１項及び同法施行規則第２条の規定に基づき、○○○○航路（○○～○○航路）における一般旅客定期航路事業を経営したいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

１．住所及び氏名又は名称（法人にあってはその住所、名称及び代表者の氏名）

　２．役員の氏名（法人である場合記載すること）

　３．事業計画

（イ）航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離（航路図をもって明示すること。）

　　　　起　点；

　　　　寄港地；

終　点；

　　　 相互間の距離

（ロ）使用旅客船の明細（予備船を含む）（第一号様式による。）

（ハ）係留施設、水域施設、陸上施設等の輸送施設の概要

|  |  |
| --- | --- |
|  | 岸壁・桟橋・ポンツーン等の構造  ビット等係船設備及び配置  防舷物の構造及び配置等 について |
|  | 港湾平面、使用予定水域の水深、港内操船図等について |
|  | 待合所、発券所、待合所と船舶の乗降口との経路、旅客乗降用施設の概要等について |
| その他施設 | 旅客航路事業用施設があれば、その内容について |

　４．船舶運航計画（指定区間を含む航路において当該事業を営もうとする場合）

（イ）運航日程及び運航時刻　別紙のとおり

（ロ）旅客、手荷物、小荷物、自動車（自動車航送をする場合）及び貨物（貨物運送をする　　　　場合）の使用旅客船ごとの最大搭載数量　別紙のとおり

（ハ）運航の時季（運航が特定の時季に限られている場合に記載）

（ニ）運航開始予定期日　　　令和　　年　　月　　日

〔添　付　書　類〕

１．　イ．当該申請が法第４条各号に規定する基準に適合する旨の説明

（１）法第４条第１号

当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適応したものであること。

（使用船舶が航路の性質上適しているかどうか、係留施設の確保（使用　　　　　　　　　 権限）及び発着施設等について潮の干満の場合等においても旅客の乗 降が安全にできる旨等について）

（２）法第４条第２号

当該事業の計画が輸送の安全を確保するための適切なものであること。

（運航管理の体制、輸送施設の管理運営の方法等運航管理の概要及び運　　　　　　　　 航管理者に予定されている者の略歴等の説明について）

（３）法第４条第３号

前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

（前号以外の計画について適切である旨の説明等について）

（４）法第４条第４号

当該事業を自ら的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

（一般旅客定期航路事業を責任を持って経営できる旨の説明等について）

（５）法第４条第５号

当該事業の開始によって船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。

（申請航路について安全に運航できる旨の説明について）

　 （ロ）創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画

　　　　　（法人の場合は第三号の書類をもって代えることができる。）

　 （ハ）届出をしようとする安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴

　 （ニ） 航路損益見込計算書（第二号様式）

２．申請者が法第５条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

３．申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書並びに最近一年間の損益計　算書及び貸借対照表

４．その他

・　　港湾管理者からの桟橋使用許可証（写）

・　　航路図（港間距離表を含む。）

・　　陸上施設貸借契約書・代理店契約書（写）・・・代理店契約を行う場合

・　　会社等組織図（参考）

・　　小型船舶登録原簿の全部事項証明証の写し

・　　船舶検査証書（写）

・　　船客傷害保険証（写）・・・（許可後加入の場合は後日提出）

・　　用船契約書等（写）・・・用船する場合

安全関係資料が必要　（運航労務監理官に照会をお願いします。）

　　　　指定区間で運輸協定を結ぶ場合は運輸協定書　等

５．他の申請等について

運賃上限設定認可申請及び運賃料金届出について

　　 バリアフリ－法に基づく適用除外申請について（検査課に確認をお願いします。）

安全管理規定の届出について（運航労務監理官に確認をお願いします。）

　　　 船員法関係の手続きについて（船員課に確認をお願いします。）